

サービス利用に関する基本規約

「PeakManager 申込契約書 兼 契約内容確認書」（以下「申込書」といいます。）に記載の各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）は、「EPARK」のブランドにて、申込書記載のサービス提供会社（以下「サービス提供会社」といいます。）により運営・提供され、お客様は、販売代理店（申込書記載の統括代理店（以下「統括代理店」といいます。）がある場合は、統括代理店及び販売代理店）を通じて販売代理店との間で各種サービスの提供・利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）の申込み及び締結をすることにより、本契約に規定される条件に従って、各種サービスを利用することができます。

第1条（規約の適用）

1. 本「サービス利用に関する基本規約」（以下「本規約」といいます。）は、お客様が申込書に記載の販売代理店（以下「販売代理店」といいます。）に対して、申込書によりお申込み頂く、申込書に記載の各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）の提供に関する契約条件を定めたものとなります。
2. 本規約に従い、販売代理店との間で本契約を締結することにより、お客様は、直接に、又は、統括代理店もしくは販売代理店を通じて、サービス提供会社（以下「サービスキャリア」といいます。）の提供する各種サービスを利用することができます。なお、お客様は各種サービスの利用にあたり、サービスキャリアが定める規約（基準、規則、細則等、名称の如何を問わず、統括代理店が定める規約等がある場合は当該規約等を含み、以下「サービス規約」といいます。）を遵守するものとします。
3. 本契約には、本規約及びサービス規約が含まれるものとし、本規約及びサービス規約の遵守は、本契約上の義務を構成するものとします。なお、サービス規約と本規約の規定に両立しない矛盾もしくは抵触する定めがある場合は、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条（契約の成立と解除）

1. 本契約は、申込書により各種サービスの利用を申し込み、販売代理店が承諾した時点で成立します。
2. 各種サービス毎の本契約の有効期間は、当該各種サービスに係る本契約の成立日より、サービス規約に定める有効期間の満了日までとします。
3. お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、販売代理店は何らの通知、催告を要せず直ちにお客様により申込みがなされたすべての各種サービスに係る本契約の全部又は一部を解除できるものとします。なお、お客様が、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の解除の有無を問わず、すべての各種サービスについてお客様は当然に期限の利益を喪失し、販売代理店に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。
 - ① 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ② 本規約の規定を含む本契約に違反し、又は違反するおそれがあると販売代理店が判断したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 会社更生手続の開始、民事再生、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと販売代理店が認めたとき。
 - ⑨ 民事訴訟もしくは刑事訴追の対象（捜査報道がされた場合を含むものとします。）となり、又は、そのおそれがあるとき（お客様の役員もしくは幹部社員・重要な使用人が対象となった場合を含みま

す。)

- ⑩ 反社会的勢力の構成員又は関係者であることが判明したとき。
 - ⑪ 法令、規則、公序良俗に違反、抵触する行為を行ったとき、もしくは、過去に行っていたことが判明したとき、またはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫ 前各号に掲げる事項のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、販売代理店の業務の遂行に支障を来たし、又は来たすおそれが生じたとき。
 - ⑬ サービス規約、本規約、これらを含む本契約、又はこれに付随して締結する契約の各条項のいずれかに違反したとき、又は違反のおそれがあると販売代理店又はサービスキャリアが判断したとき。
 - ⑭ その他、販売代理店又はサービスキャリアがお客様に対して各種サービスを提供することが不適当と判断したとき。
4. お客様が各種サービスに係る本契約を解約する場合は、サービス規約の定めに従うものとします。
5. お客様が各種サービスに係る本契約を解約する場合、お客様は、解約理由の如何を問わず、本契約の解約日までの各種サービスの利用に伴う利用料金、手数料、費用等の一切、解約に際して発生する違約金や手数料、及び、その他販売代理店に対する一切の債務（販売代理店を通じて行うサービスキャリアへの支払債務がある場合は当該債務を含みます。）を、販売代理店の指定する期日までに販売代理店に対し弁済するものとします。

第3条（各種サービスの利用条件）

1. お客様は、申込書の記載に基づき、サービス規約に従うことを条件に、申込書により申込みを行った各種サービスを利用することができます。
2. 「EPARK」ブランドに係る商標権その他一切の権利は、ブランドホルダーである株式会社 EPARK（以下「ブランドホルダー」といいます。）に帰属します。お客様は、「EPARK」ブランドの信用、価値、社会的地位等の毀損につながり、又はそのおそれのある行為をしてはならず、その他ブランドホルダーの権利を侵害し、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。
3. お客様が本規約若しくはサービス規約に違反又は抵触する行為を行った場合、それにより、ブランドホルダー、サービスキャリア、統括代理店もしくは販売代理店、又はその他第三者が被った損害、損失、費用負担については、お客様は、直ちに賠償及び補償を行わなければならないものとします。
4. お客様は、販売代理店が本規約に基づき取り扱う各種サービス、及び、各種サービスの内容については、サービスキャリア、統括代理店又は販売代理店に、その設定や変更を行う権利があることを予め承認し、お客様に対する通知をすることなく、各種サービスの内容の変更、取扱い対象となる各種サービスの変更・停止・終了する場合があることを、予め承諾することとします。これによりお客様に損害、損失等が発生した場合であっても、サービスキャリア、統括代理店及び販売代理店は、責任を負わないものとします。

第4条（料金）

1. 各種サービスの利用料金は、申込書の各種サービスの金額欄に記載された金額とし、販売代理店の指定する期日までに、以下の方法により支払うものとします。
 - ① 申込書の各種サービスの備考欄に記載された方法
 - ② その他販売代理店が別途定める方法
2. 各種サービスの利用料金において、月額料金、年額料金の日割り計算は行わないこととします。なお、各単位（1ヵ月、1年）に満たない日数分については、切上げでの取扱いとします。
3. 本契約の有効期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額分は全てお客様が負担するものとします。
4. 販売代理店は、お客様が本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.5%の割合による遅延損害金を請求することができます。

るものとします。

第5条（各種ツールの提供）

販売代理店は、各種サービスにおいて、販売代理店が必要と認める場合には、販売代理店が指定する方法により、各種サービスの管理用インターフェース、プログラム、ツールなどの一切（以下「各種ツール」といいます。）を使用する権利をお客様に付与するものとし、お客様は販売代理店の指示に従い、各種ツールを使用するものとします。

第6条（各種サービスの停止）

以下のいずれかの事由が生じた場合、各種サービスの提供が停止となり、又は各種サービスの提供が遅延することがあります。なお、この場合において、お客様又は第三者に生じた損害について、販売代理店等（販売代理店、統括代理店、サービスキャリア、ブランドホルダーの総称をいいます。以下同じ。）、は一切責任を負わないものとします。

- ① 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ② 販売代理店等の電気通信設備に障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- ③ 販売代理店等の電気通信設備の保守・工事等を定期的又は緊急に行う場合
- ④ 法令による規制、裁判所の決定等が適用された場合
- ⑤ 機密情報の保持及び利用方法について疑義が生じた場合
- ⑥ 販売代理店等が各種サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合
- ⑦ ブランドホルダー、サービスキャリア又は統括代理店が各種サービスを停止した場合

第7条（著作権等）

1. 各種サービスに係る申込・契約締結、利用等においてお客様から提供されたお客様の文章、画像、映像等（データ、書面等、提供媒体や形式を問わず、以下「著作物」といいます。）にかかる所有権、著作権、意匠権、知的財産権その他一切の権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、サービスキャリアとの関係においてはサービス規約の定めに従うほか、販売代理店等に帰属するものとします。なお、お客様が従前より保有している知的財産権等が著作物に含まれる場合等で、知的財産権等の帰属がお客様にある場合においても、販売代理店等はお客様から提供された著作物の使用、翻案、頒布、譲渡等（頒布、譲渡先が使用することを含みます。）を行うことができるものとし、その限りにおいて、お客様は販売代理店等に対して当該著作物に係る知的財産権等の使用を無償、無期限にて許諾するものとします。
2. お客様は、本契約の有効期間中および本契約終了後も、次のとおり販売代理店等が著作物及び知的財産権等を使用することを許諾するものとします。また、お客様は、販売代理店等が本条による許諾に基づいて知的財産権等を使用することに対して、著作者人格権を行使せず、また、著作者に行使させないものとします。
 - ① 知的財産権等の全部又は一部を任意に選択して複製・加工・編集し、又はほかの情報素材などと組み合わせて販売代理店等のサイトその他の媒体（以下「サイト等」といいます。）に掲出・掲載すること
 - ② 知的財産権等の全部又は一部を販売代理店等のサイト等又は前号により知的財産権等を掲載する販売代理店等のサイト等に掲載商品の販売促進および宣伝（販売代理店又は第三者の検索サービスから販売代理店のサイト等への誘導を向上させるため、当該第三者に提供することを含みます）のために使用すること。
 - ③ お客様が当該お客様のサービス（当該お客様が管理運営するウェブサイトや当該お客様が開発したアプリケーションを含みますが、これらに限りません。）又は第三者が行うサービスにおいて知的財産権等を表示すること（当該お客様がその表示のために必要な範囲に限り、知的財産権等を複製し、

公衆送信することを含みます。)を再許諾すること。

- ④ 前各号のほか、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および出版ならびに第三者へサブライセンスすることを含みます。）すること。

第8条（お客様情報の取扱い）

販売代理店等は、申込書記載のお客様に関する情報、各種サービスの提供・利用又は本規約を含む本契約もしくはサービス規約の遂行に関してお客様から提供され、又は販売店等が知り得たお客様に関する情報（個人情報を含み、以下「お客様情報」といいます。）について、以下の目的で使用させていただくことがあり、お客様は、予めこれに同意するものとします。なお、販売代理店等は、お客様の個人情報について「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。

- ① 各種サービスの実施、提供
- ② 前号のほか、本規約、本契約、サービス規約に基づく業務、行為の実施
- ③ 販売代理店等による商品の企画、開発、改良
- ④ 販売代理店等が取扱う商品・サービスのご案内
- ⑤ 上記各号の目的での販売代理店等の間での情報の共有

第9条（第三者への委託）

販売代理店等は、各種サービスに係る業務の一部又は全部を、お客様の事前の承諾、又はお客様への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

第10条（免責）

1. 販売代理店等は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、販売代理店等の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 販売代理店等は、各種サービス及び掲載情報の正確性、有用性、完全性、第三者の権利を侵害していないこと、その他お客様による各種サービスの利用について一切の保証を行わず、各種サービスの利用に基づきお客様が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による各種サービスの停止等により生じた損害、その他販売代理店等のサービスに関してお客様又は第三者に生じた損害について、販売代理店等は一切責任を負わないものとします。
4. お客様が本規約に違反したことによって生じた損害については、販売代理店等は一切責任を負いません。

第11条（反社会的勢力に関する表明及び確約）

1. 利用者は、相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において以下の者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団

- (9) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与していること
 - (5) 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。
4. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、虚偽の申告をし、または本条の確約に違反した利用者（以下「違反利用者」といいます。）は、解除を行った相手方（以下「解除相手方」といいます。）に対して損害賠償を請求できないものとします。
5. 第4項に基づく契約の解除によって、解除相手方が損害を被った場合、違反利用者は解除相手方に対してこれを賠償する責任を負うものとします。

第12条（権利譲渡の禁止）

お客様は、販売代理店の承諾なくして、本契約に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

第13条（損害賠償）

お客様が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、販売代理店等又は第三者に損害を与えた場合には、販売代理店等又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は、日本法とし、本規約に関する訴訟については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（規約の変更）

- 1. 販売代理店は、本規約を変更することができるものとし、変更後の規約を通知又は販売代理店のホームページに掲載した時点で、お客様が当該変更を承諾したものとみなします。
- 2. 前項のほか、サービスキャリアによりサービス規約が変更されることがあり、販売店による通知又はサービス規約に定める方法により変更後のサービス規約が通知又は開示された時点で、お客様は当該変更を承諾したものとみなします。

以 上

販売代理店等に関する情報

【サービスキャリア】 株式会社 EPARK リラク&エステ

【統括代理店】 株式会社 EPARK リラク&エステ

【販売代理店】 申込書の「販売店」欄に記載のとおりとします。

【ブランドホルダー】 株式会社 EPARK

お問い合わせ窓口

ご不明な点やお問い合わせ事項がございましたら、
申込書の「販売店」欄に記載の事業者まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。